

改正基準法施行に伴う政省令等と評価方法基準の取扱い

共同住宅等の界壁の代替措置①遮音性能

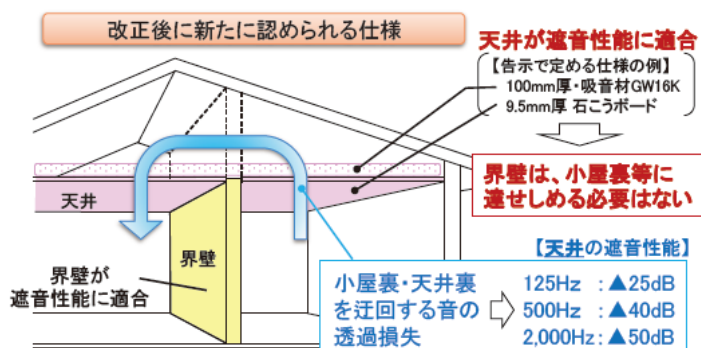
令和元年 6 月 25 日施行

法第 30 条（長屋又は共同住宅の各戸の界壁）

令第 22 条の 3（長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造等）

●主な改正の内容

- (1) 長屋又は共同住宅の天井の構造が、政令で定める技術的基準に適合する場合、各戸の界壁を小屋裏又は、天井裏に達せしめる必要がなくなった。
- (2) 告示で、下図のような構造方法が定められる予定。



図：告示で定められる構造方法の例（予定）

【評価方法基準】の考え方

8-3 透過損失等級（界壁）

- ・等級 1・・・評価基準が基準法第 30 条に適合することとなっている為、基準法改正に伴い、政令で定める技術的基準に適合する場合、達せしめない構造でも取得可能。
- ・等級 2 以上・・・達せしめる従来の評価基準に限る。